

第6 子ども・子育て支援計画（子ども・子育て支援の充実）

I 計画の施策・事業体系

《施策》		《事業》	
(大項目)	(小項目)	(事業名)	
1 多様な主体の参画と協働による地域子育て環境の整備	(1) 地域ぐるみの子ども・子育て支援の推進	《主要》	① 「三鷹子ども憲章」に基づく子ども施策の推進 ② 「子ども・子育て支援ビジョン」、「子ども・子育て支援事業計画」に基づく子ども・子育て支援の推進
		《主要》	③ 子どもの貧困対策の推進 ④ 地域のネットワークを活かした取り組みの充実
	(2) 幅広い行政分野における子育て環境の整備		① ライフ・ワーク・バランスの更なる推進 ② 「バリアフリーのまちづくり基本構想2022」の推進 ③ 誰もが暮らしやすいまちづくりの推進 ④ 安全で安心な特色ある公園・緑地の整備 ⑤ 大規模な開発事業等における子育て支援施設の誘導 ⑥ 安全安心・市民協働パトロール体制の充実 ⑦ 地域の防災力の強化
	(3) 地域における新たな子育て人材の育成	① 地域における人材の育成	《主要》
		② ファミリー・サポート・センター事業の充実	
		③ 地域ケアネットワーク、ほのぼのネットとの連携強化	
2 健やかに育つための子ども・家庭支援	(1) 家庭の子育て力向上に向けた支援の充実	《主要》	① 親支援プログラムの充実
		《主要》	② 親子ひろば事業等の充実 ③ こんにちは赤ちゃん事業の推進 ④ 保育園における地域開放事業の充実
	(2) 切れ目ない子育て支援の実施	《主要》	① 子育て世代包括支援センター機能の充実 ② 「ウェルカムベビープロジェクトみたか」の推進
		《主要》	③ 子育てステーション（相談窓口）事業の充実 ④ 妊娠期からの切れ目ない支援の推進 ⑤ 母子保健に関する相談事業の推進 ⑥ 妊婦健康診査、乳幼児健康診査の実施 ⑦ 子どもの予防接種の実施 ⑧ 新生児訪問の実施 ⑨ 食育の推進 ⑩ こころの健康づくりの推進 ⑪ 思春期保健の充実 ⑫ 育児体験事業の実施 ⑬ インターネット等を活用した子育て支援情報の提供・相談の充実

2 健やかに育つための子ども・家庭支援	(2) 切れ目ない子育て支援の実施	《主要》 ⑭ 一時預かり事業の充実 ⑮ 「育てにくさ」への支援 ⑯ 子ども発達支援センターの機能の充実 ⑰ 障がい児等の療育支援の充実 ⑱ 医療的ケア児への支援体制の充実 ⑲ 障がい児等に対する子育て支援施設等の保育力向上
	(3) 子育て世帯をとりまく生活環境の整備	① 児童手当の支給 ② 学校における保護者負担の軽減等 ③ 生活保護世帯児童・生徒の自立促進・健全育成の実施 《主要》 ④ 乳幼児医療費助成・義務教育就学児医療費助成の実施 ⑤ ひとり親家庭等を対象とした相談事業等の充実 ⑥ ひとり親家庭等の自立支援・経済的支援の拡充 ⑦ 三鷹市立母子生活支援施設における支援の充実
	(4) 地域における社会的養護体制の強化	《主要》 ① 子ども家庭支援センターの機能強化と拡充 《主要》 ② 児童養護施設と連携した社会的養護体制の強化 ③ 子どもからのSOSに対応する機能の充実 《主要》 ④ 養育支援訪問事業の充実 ⑤ 配偶者等からの暴力防止
3 子どもの育つ力を引き出す保育環境の充実	(1) 保育施設等の充実	① 地域状況を踏まえた計画的な整備 《主要》 ② 待機児童の早期解消を目指した機動性のある取り組み 《主要》 ③ 公立保育園の効率的な運営の取り組み
	(2) 保育の質の向上に向けた取り組み	① 幼児教育・保育の無償化の円滑な実施 ② 特色ある幼稚園教育の振興充実 ③ 乳幼児期保育・教育共通カリキュラムの充実 《主要》 ④ 保育の質の確保及び向上 《主要》 ⑤ 保育人財の確保・育成の強化 ⑥ 病児保育事業の充実 《主要》 ⑦ 障がい児、医療的ケア児の保育環境の整備
	(3) 幼・保・小が連携した切れ目ない育成環境の構築	① 幼稚園・保育園と小学校との連携教育の推進
4 子どもの総合的な育成環境の整備	(1) 児童の健全育成に向けた学童保育所の充実	《主要》 ① 学童保育所の整備 《主要》 ② 学童保育所の効率的な運営の検討 ③ 障がい児等の受け入れ人数等の拡充の検討 ④ 学童保育所連絡会（仮称）の設置 ⑤ 利用者や地域住民の理解・連携促進 ⑥ 卒所後に備えた指導の実施 ⑦ 災害時等における危機管理体制の整備

4 子どもの総合的な育成環境の整備	(2) 総合的な子どもの居場所づくりの推進	<p>《主要》 ① 地域子どもクラブ事業の充実</p> <p>《主要》 ② 地域子どもクラブと学童保育所の連携の推進</p> <p>《主要》 ③ 生涯学習、文化、スポーツの拠点としての地域開放の推進</p> <p>④ 学校図書館の活用と地域開放の実施</p> <p>⑤ 地域人財による学習支援の充実</p> <p>《主要》 ⑥ 地域主体の活動に対する支援の充実</p> <p>《主要》 ⑦ 多世代交流の拠点としてのコミュニティ・センターの活性化支援</p> <p>⑧ 図書館の読書環境の充実</p> <p>《主要》 ⑨ 多世代交流センターにおける多世代交流機能の充実</p>
	(3) 子ども・若者支援の充実	<p>《主要》 ① 多世代交流センターの機能強化</p> <p>《主要》 ② 子ども・若者相談窓口機能の充実</p> <p>《主要》 ③ 関係機関等との連携による子ども・若者支援施策の充実</p>
5 子育て支援施策の質の向上を目指した検証・研究	(1) 子育て支援施策の充実と質の向上を目指した評価・検証の実施	<p>① 庁内推進体制の充実</p> <p>② 三鷹市子ども・子育て会議による進行管理の実施</p>
	(2) 子ども・子育て支援の充実を目指した研究の取り組み	<p>① 三鷹教育・子育て研究所の機能の活用</p>

《主要》…市政全体の運営方針である「第4次三鷹市基本計画 第2次改定」の主要事業にあたる事業については、《主要》と表記しています。

[参考]…「第4次三鷹市基本計画 第2次改定」の中その他分野で主に事業内容を掲載している事業については、[参考]と表記しています。

Ⅱ 主な事業の内容

1 多様な主体の参画と協働による地域子育て環境の整備

子育て家庭が孤立化する社会的な背景がある中で、家庭だけではない、地域ぐるみでの子ども・子育て環境づくりを進めるため、地域の様々な団体等と連携し、参加と協働による子ども・子育て施策の推進を図ります。

地域の子育て環境の整備には、多様な主体の参加と協働が必要であるとともに、幅広い行政分野における横断的な取り組みが求められています。「子どもの最善の利益」の実現に向け、市民、住民協議会、NPO 法人、民間事業者等地域における人々が目的を共有し、積極的に連携して、子育てコミュニティの醸成を図ります。

（1）地域ぐるみの子ども・子育て支援の推進

① 《主要事業》「三鷹子ども憲章」に基づく子ども施策の推進

市では、三鷹の子どもたちが未来に向けて夢や希望を持ち、明るく、楽しく、元気よく、心身ともに健やかに成長していくことができるよう、子どもと大人の共通目標として平成20年6月に制定した「三鷹子ども憲章」の理念に基づき子ども・子育て支援を推進します。

すべての子どもの人権を保障し、子どもへの愛情と理解をもって地域社会全体で子どもの成長を支えていきます。

② 「子ども・子育て支援ビジョン」、「子ども・子育て支援事業計画」に基づく子ども・子育て支援施策の推進

少子化対策・次世代育成支援施策の総合的指針である「三鷹市子ども・子育て支援ビジョン」に基づいた子ども・子育て支援施策を推進します。

また、「夢を持ち、明日に向かって行動し、友だちと共感できる子ども」をめざす子ども像に掲げ、心豊かな経験の中で、未来を作り出す力と人間力の基礎をつくることをめざします。

③ 《主要事業》子どもの貧困対策の推進

子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されないよう、すべての子どもに対し子どもの権利条約の精神に則り、生活の支援、経済的支援、教育の支援等の制度や就学援助、生活困窮者自立支援制度などをきめ細かく運用しながら、子どもの貧困対策を包括的に推進していきます。

④ 地域のネットワークを活かした取り組みの充実

「三鷹子ども憲章」及び「三鷹市子ども・子育て支援ビジョン」の理念の実現に向け、地域における子育て支援や児童青少年健全育成を担っている関係機関・団体やNPO法人等と連携を図りながら、子どもの最善の利益をめざす子育て支援施策を推進します。

（2）幅広い行政分野における子育て環境の整備

① ライフ・ワーク・バランスの更なる推進

一人ひとりの生き方や働き方を尊重しながら、引き続き、家庭・地域生活・仕事の調和と好循環をめざします。働き方改革の啓発活動を積極的に行い、事業者・従業員、市民がライフ・ワーク・バランスの効果を享受し、誰もが働きやすく、個々のライフスタイルにあった様々な働き方を選択できる環境づくりを進めます。

② 「バリアフリーのまちづくり基本構想 2022」の推進

ユニバーサルデザインの考え方を反映した総合的な視点に立ち、すべての人がいきいきと暮らせるバリアフリーのまちづくりを基本理念とした「バリアフリーのまちづくり基本構想 2022」を推進します。

③ 誰もが暮らしやすいまちづくりの推進

子育てを含めた日常生活全般の相談体制を充実します。

また、日本語や日本文化に慣れていない外国籍市民等の子育て家庭の増加が見込まれることを踏まえ、日常生活支援の充実や災害・緊急時対応の強化、各種相談事業やホームページの多言語対応等情報提供の充実に取り組みます。

④ 安全で安心な特色ある公園・緑地の整備

「公園・緑地の適切な活用に向けた指針」に基づき、多様化する公園へのニーズや防災都市づくりの視点等を踏まえ、誰もが安全で安心して利用できる公園づくりを進めるとともに、ボール遊びができる公園整備等に取り組みます。

また、公園ボランティアの支援・拡充を図りながら、プレイパークやコミュニティガーデンなどの取り組みを進めていきます。

⑤ 大規模な開発事業等における子育て支援施設の誘導

大規模な開発事業や都営住宅等の建替えにあわせて、子育てに適した良質な居住空間の確保を図るとともに、保育・託児・学童などの子育て支援施設を地域に開かれたスペースとして確保するよう事業者に要請していきます。

⑥ 安全安心・市民協働パトロール体制の充実

市民・事業者・警察等関係機関との連携を強化し、子どもの見守りや空き巣等の犯罪の未然防止のため、生活の安全を推進する体制の拡充と協働による「安全安心・市民協働パトロール」の拡充を図ります。

また、安全安心メールの普及促進に努めるとともに、地域安全マップを活用し犯罪被害の防止に取り組みます。

⑦ 地域の防災力の強化

多世代が参加できる防災訓練や市民ニーズに応じた防災出前講座を実施し、市民一人ひとりの自助と地域や近隣の共助による防災力の強化に取り組みます。

また、災害発生時の避難所開設・運営にあたり、乳幼児のいる世帯向けの備蓄品（粉ミルクや紙おむつなど）の整備を行います。

（3）地域における新たな子育て人財の育成

① 地域における人財の育成

子ども・子育て支援新制度における子育て支援分野の人財確保のため、「子育て支援員」制度や東京都及び市独自の研修を活用し、人財の確保・資質の向上に努めます。

また、住民協議会や町会・自治会等、市民活動団体を対象とした研修及び三鷹「まち活」塾の実践を通じて、地域での要望や課題に対し、総合的な視点から取り組みを推進できるような地域の人財の発掘・育成を進めます。

② 《主要事業》ファミリー・サポート・センター事業の充実

子育てに係る援助会員の育成と援助活動の調整を行うファミリー・サポート・センター事業の充実を図ります。援助会員の中でもスキルアップした会員「子育てサポーター」や「みたかチルミル」等、地域の子育てサポートリーダーとしての子育て人財を養成し、協働型地域子育て環境の充実を図るとともに、訪問型の障がい児保育や病児保育対応についても検討を進めます。

また、活動場所の確保を含め、地域で活動する子育てグループの育成を支援します。

③ 地域ケアネットワーク、ほのぼのネットとの連携強化

地域の子育て力の向上のため、新たに地域ケアネットワークやほのぼのネットとの連携を強化し、地域での子育て支援体制の充実を図ります。

2 健やかに育つための子ども・家庭支援

子どもや子育て家庭をとりまく環境は、様々な課題が年々顕在化してきています。子育て家庭の社会的孤立をはじめ、親子の育ちを支える人間関係の脆弱化による家庭における子育て力の低下や、男性の家事や育児への参加の不足なども指摘されています。

子育て世代の環境に変化が見られる中で、多様なニーズに対応する相談支援や子育て支援サービスの提供、各種子育て支援制度の周知や情報提供など、子育てを側面から支える事業の充実を図っていくことが重要と考えられます。

また、子どもが豊かに成長、発達していくためには、育ちの基礎となる乳幼児期に、子どもにとって適切な環境が整っていることが大切です。このため、「子育て世代包括支援センター機能」をさらに充実させ、「すべての子ども」の健やかな育ちのために、妊娠期から切れ目なく支援します。

特に、子どもの成長、発達の基礎となる「乳幼児期」に大きく影響する「家庭の子育て力」の向上を目指し、保護者が自らいきいきと子育てに向かうことができるような具体的な支援に取り組みます。また、要保護児童や障がい児等も含めたすべての子どもの育ちをライフステージに応じて多角的側面から支えます。

(1) 家庭の子育て力向上に向けた支援の充実

① 《主要事業》親支援プログラムの充実

人への信頼感や自己肯定感の基礎となる親子の愛着形成につながる学びの機会を作ります。

また、子どもを持った大人が「親」として、主体的に前向きに、喜びを得ながら子育てに向き合えるよう、親になる前の世代や、妊娠期から「親としての育ち」を応援する親支援プログラムの充実を図るとともに、父親、男性が主体的に育児を行うことができる環境を整備します。

② 《主要事業》親子ひろば事業等の充実

家庭における子育て不安や孤立感の解消を図るため、親子ひろば事業を実施し、保護者同士の交流の場を提供するとともに、家庭における子育て力の向上につながるような各種育児講座・育児相談等を充実します。

③ こんにちは赤ちゃん事業の推進

概ね生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立に伴う虐待等を未然に防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図ります。

なお、実施にあたっては、新生児訪問事業をはじめの絵本（ブックスタート）事業と連携しながら推進します。

④ 保育園における地域開放事業の充実

栄養、保健など専門的な機能を活かした地域開放事業を継続するとともに、保育園と子ども家庭支援センターが連携し、利用者のニーズの検証を行い、地域に根差した保育園独自の新たなサービスとして、プレパパ・プレママや新米のパパ・ママを対象とした子育て力の向上につながる取り組みを充実します。

(2) 切れ目ない子育て支援の実施

① 《主要事業》子育て世代包括支援センター機能の充実

「総合保健センター」「子ども発達支援センター」「子ども家庭支援センター」の3施設が中核となり、それぞれの専門性を活かしながら、総合的にすべての子どもと子育て家庭を妊娠期から切れ目なく支援します。

3施設の役割を明確化し、相談からサービス提供までを包括的に行うため、子育て支援の総合コーディネート機能を充実させるとともに、新たに「子育て世代包括支援センター機能関係機関連絡会議」を立ち上げ、ネットワークによる連携を一層強化することで地域の子育て力の向上をめざします。

② 「ウェルカム ベビー プロジェクト みたか」の推進

（「第5 健康づくり計画（母子保健・医療等の推進）5－（2）－①参照」）

③ 《主要事業》子育てステーション（相談窓口）事業の充実

地域における身近な相談窓口として、教育、保育施設や子育て支援事業等を円滑に利用できるよう調整を図るとともに子育て家庭からの相談に対し、専門性をもって対応します。

なお、様々な子育て支援施策について、子育て世帯に分かりやすく情報が届くよう、情報提供の工夫を図っていきます。

④ 妊娠期からの切れ目ない支援の推進

（「第5 健康づくり計画（母子保健・医療等の推進）5－（2）－①参照」）

⑤ 母子保健に関する相談事業の推進

（「第5 健康づくり計画（母子保健・医療等の推進）5－（1）－④参照」）

⑥ 妊婦健康診査、乳幼児健康診査の実施

（「第5 健康づくり計画（母子保健・医療等の推進）5－（1）－①参照」）

⑦ 子どもの予防接種の実施

（「第5 健康づくり計画（健康づくりの推進）5－（1）－②参照」）

⑧ 新生児訪問の実施

出産後の育児不安の軽減、虐待防止を目的にこんにちは赤ちゃん事業や産後うつ病対策事業と連携し、早期支援の充実を図ります。

⑨ 食育の推進

乳幼児期から望ましい食習慣の定着を図り、生涯を通じて健全な食生活の実践が図れるよう、発達段階に合わせた食育を教育分野等の関係機関と連携して推進します。

⑩ こころの健康づくりの推進

幼少期における貧困、虐待、いじめなどの体験は、この時期に形成されるべき自己肯定感を阻害することがあることから、こころの健康について正しい知識を普及します。

また、うつ病をはじめとした精神疾患を予防するため、関係機関と連携し、こころの健康づくりについての普及啓発に努めます。

平成30年度に策定した自殺対策計画に基づき、生きることの包括的な支援を推進するとともに、関連部署・機関との連携強化を図り、自殺予防に取り組みます。

⑪ 思春期保健の充実

思春期は、将来の家庭生活の基準段階であることから、学校教育や家庭教育と連携しながら、育児体験、命の大切さ、性に関する教育等幅広い知識の啓発に努めます。

また、喫煙・飲酒、薬物乱用の危険性について健康教育、保健指導を充実・強化します。

⑫ 育児体験事業の実施

中学校において、職業体験活動の一つとして、幼稚園や保育園において幼児と接する機会を設けます。

また、中学生のボランティア活動等においても幼稚園や保育園を訪問し、幼児との関わりを通して、命の大切さや尊さ、人に対するやさしさや温かさを体験的に学ぶ機会を提供します。

⑬ インターネット等を活用した子育て支援情報の提供・相談の充実

「みたか子育てネット」による子育て支援情報の提供を充実させるとともに、インターネットによる子育て相談で、子育ての悩みやニーズに対し迅速に対応することにより、子育ての不安や負担の解消に努めます。

さらにSNSを活用した相談体制の構築を検討します。

⑭ 《主要事業》一時預かり事業の充実

在宅で子育てをしている家庭へのサービスとして実施している一時預かり事業と地域子育て支援事業について、特定一時保育や子どもショートステイ事業等、多様な利用者ニーズに対応したきめ細やかなサービスの充実を図ります。

⑮ 「育てにくさ」への支援

発達の偏りやこだわり等障がいの有無に関わらず、「育てにくさ」のある子どもとその保護者に対し、総合保健センターと子ども発達支援センターの連携により確立した「早期発達支援システム」のなかで、より早期に、療育の視点を生かした子育て支援を実施します。

具体的な育児の仕方や知識の提供、同時に保護者の心理的フォローも充実させ、子どもの育ちにつながる子育てに、親が安心し、自信を持って取り組めるように支援します。

⑯ 子ども発達支援センターの機能の充実

保健、医療、福祉、教育の連携により、支援が必要な子どもの早期発見・早期療育に係るワンストップサービスの構築に取り組むとともに関係機関とのネットワークを構築し、包括的に子どもの発達を支援します。

⑰ 障がい児等の療育支援の充実

専門機関である子ども発達支援センターを中核とし、家庭及び地域も含めた障がい児等の療育支援に取り組んでいきます。

⑩ 医療的ケア児への支援体制の充実

（「第3 障がい者計画 5-（3）-⑦ 参照」）

（「第6 子ども・子育て支援計画 6-（2）-⑦ 参照」）

⑪ 障がい児等に対する子育て支援施設等の保育力向上

認可保育園や幼稚園、親子ひろば事業等において、保育所等訪問支援事業や巡回発達相談、また、専門研修などの実施により障がい児等の保育の質の向上に取り組んでいきます。

（3）子育て世帯をとりまく生活環境の整備

① 児童手当の支給

子どもの健やかな育ちと子育て家庭の生活の安定を支援するため、中学校修了前の児童を養育している保護者に対し手当を支給します。

② 学校における保護者負担の軽減等

各家庭の生活状況に応じて、給食費や学用品費などについて援助する就学援助制度の適切な運用に努めます。新入学を迎える児童・生徒については、新入学学用品費（新入学準備金）を入学前に支給することで入学準備を支援します。

また、学校徴収金により保護者が負担する教材費等の費用について、内容の精査を行っていきます。

③ 生活保護世帯児童・生徒の自立促進・健全育成の実施

次世代育成支援の観点から、生活保護受給世帯の小学校から中学校の児童・生徒に対し、学習塾等の費用を支給することにより在宅での学習環境を整え、本人及び世帯の自立を促進します。そのほか、生活保護受給世帯の児童・生徒に対し、夏季休業中の野外活動等の参加費用などの各種経費を支給することにより、生活保護受給世帯の自立の助長及び児童・生徒の健全育成を図ります。

④ 《主要事業》乳幼児医療費助成・義務教育就学児医療費助成の実施

子育て家庭の経済的負担を軽減し、子育てしやすい環境の一層の充実を図るため、子どもの医療費助成を実施します。

あわせて、小児救急電話相談やジェネリック医薬品の利用についての啓発に努めます。

また、助成制度の拡充については、子育て世帯のニーズを踏まえ、持続可能な制度運営の視点を持ちながら検討していきます。

⑤ ひとり親家庭等を対象とした相談事業の充実

子育てや子どもの健全育成についての相談、生活の安定に向けての相談、夫婦間の問題や離婚の相談など母子・父子自立支援員を中心とした包括的な相談体制を強化します。

特に、児童扶養手当受給者世帯には、ひとり親福祉だより・ひとり親家庭のしおりを作成・配付し、福祉関係の様々な制度・事業の周知を図ります。

⑥ ひとり親家庭等の自立支援・経済的支援の拡充

自立に向けた就労支援について、母子・父子自立支援プログラム策定員を中心に、ハローワークや東京都ひとり親家庭支援センター等、国や東京都、地域の関係機関と連携し、就職に関する相談や就職に必要な技能を身につけるための支援（自立支援教育訓練給付金・高等職業訓練促進給付金事業等）を推進します。

児童扶養手当・児童育成手当の支給やひとり親家庭等医療費の助成を実施することで、経済的な負担を軽減し生活の安定と自立の促進を図ります。

⑦ 三鷹市立母子生活支援施設における支援の充実

母子生活支援施設において、母子の精神的安定を図り、生活基盤を整え、母子家庭の自立を促進する支援を実施します。多様な課題を抱える母子の状況に寄り添いつつ、日常生活の場だからこそできる自立に向けた具体的な支援を実施します。

（４）地域における社会的養護体制の強化

① 《主要事業》子ども家庭支援センターの機能強化と拡充

教育センター内に「児童虐待への対応」を所管する子ども家庭支援センターを整備して、学校をはじめとした関係機関、庁内関係部署との連携体制を強化し、組織的対応力の向上を図ります。複雑で多様化している虐待等の課題に対し、児童相談所等との緊密な連携のもと、迅速で的確な対応を行っていきます。

また、被虐待児の心のケアについては、子ども家庭支援センターの専門相談員による相談や児童相談所のプログラムを活用するとともに、医療機関、学校等の関係機関と連携を強化し、より充実したケアに取り組みます。

また、市民や関係機関を対象とした研修会等の開催や虐待防止キャンペーンなどを通して虐待予防及び早期発見に向けた意識啓発に取り組み、地域全体で子どもの人権を守る環境の構築をめざします。

② 《主要事業》児童養護施設と連携した社会的養護体制の強化

児童養護施設と連携し、特に養育に支援が必要な子どもと子育て家庭に対しショートステイの有効な活用等、社会的養護体制の強化に取り組みます。

様々な事情で親元を離れて生活している子どもを、一定期間、家族の一員として迎え入れ、家庭的な環境のなかで子どもの育ちを保障する養育家庭（里親）の必要性と制度の普及・啓発に努めます。

③ 子どもからのSOSに対応する機能の充実

子育て家庭が抱える問題や悩み、子ども本人からのSOS等に対応できるように子ども家庭支援センターの虐待対策コーディネーターを中心とした相談・支援事業の充実を図ります。

また、電話や来所以外の方法として「みたか子育てねっと」や市のHP、メールでの相談等、インターネットを活用した相談方法の周知にも努めるとともに相談事業の充実を図ります。

④ 《主要事業》養育支援訪問事業の充実

こにちは赤ちゃん事業や乳幼児健康診査事業と連携し、子育てに対して強い不安や孤立感等を抱えている家庭に対し、育児・家事援助や専門相談などの適切な支援を行います。

積極的に訪問するアウトリーチ型支援の実施により、子育て家庭の養育力向上を図るとともに、児童虐待の未然防止にも取り組みます。

また、総合保健センターや医療等の関係機関と連携し、養育支援を行う保健師、助産師、保育士等専門職の確保・養成に努めます。

⑤ 配偶者等からの暴力防止

配偶者等暴力は、子どもの成長・発達に大きな影響を及ぼすことがあり、また、暴力が子どもに向けられる可能性もあることから、配偶者等暴力被害者支援の初期段階から、子どもの支援を念頭に置いた対応が行えるよう、関係機関の連携体制を強化していきます。

3 子どもの育つ力を引き出す保育環境の充実

乳幼児期は、人格形成の基礎が養われる時期であり、家庭での親子の関わりとともに、質の高い保育が求められています。

安全・安心な保育環境の充実を図り、自己肯定感を育みながら、人間力の基礎が身につく成長を支援します。また、働き方改革に伴う就労形態の多様化等を踏まえ、ニーズに応じたきめ細かな保育サービスを提供することや幼稚園、保育園と小学校の連携を図りながら小学校接続期のスムーズな移行を支援するなど子どもの育成環境の向上に努めます。

（1）保育施設等の充実

① 地域状況を踏まえた計画的な整備

ニーズ調査の結果を踏まえ、今後の人口動向や保育ニーズ等を的確に捉えながら、地域状況に応じた計画的な保育施設の整備を進めます。

② 《主要事業》待機児童の早期解消を目指した機動性のある取り組み

今後の人口動向や保育ニーズ等を的確に捉えながら、計画的に保育施設を整備します。特に待機児童の多い0～2歳児の待機児童の解消に向けて、機動性のある取り組みを進めます。

また、待機児童対策の一環として、私立幼稚園の保育機能の充実や多様な保育施設の利用を促進するため、認可外保育施設利用者助成制度の拡充に取り組みます。

③ 《主要事業》公立保育園の効率的な運営の取り組み

効率的な保育園の運営について、公設民営化（公私連携化）を推進してきた経緯を踏まえ、市内保育施設の適正配置や保育料の適正な負担のあり方等を検討します。

（2）保育の質の向上に向けた取り組み

① 幼児教育・保育の無償化の円滑な実施

幼児教育・保育の無償化について、人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や子育て家庭の負担軽減を図る少子化対策といった制度の趣旨を踏まえ、子育てのための施設等利用給付の実施も含め、適切な制度運用を図ります。

また、無償化の対象となる認可外保育施設に対して、保育の巡回指導等を実施しながら保育の質の向上に向けた取り組みを行っていきます。

② 特色ある幼稚園教育の振興充実

私立幼稚園協会と連携を図りながら、私立幼稚園の建学の精神を活かした特色ある幼稚園教育の振興充実を図ります。あわせて、認定こども園への移行なども含め、子育て支援のための一時預かり事業の促進を図るための協議を進めます。

③ 乳幼児期保育・教育共通カリキュラムの充実

市内の保育園、幼稚園、認定こども園などの施設を問わずすべての子どもにとっての保育環境の向上や教育委員会と連携した小学校への円滑な移行をめざすため、三鷹市乳幼児期保育・教育共通カリキュラムを活用し、就学前児童の教育・保育の充実を図ります。

乳幼児期の教育は子どもの主体性を尊重した遊びや生活を通じた体験的な教育です。大人との応答的な関わりの中で愛着関係を形成し、自己肯定感を育み、「課題を解決する力」「未来を作り出す力」や「人と共に生きる力」（人間力・社会力）を育成します。また、幼児期における「学びの芽生え」を、小学校児童期の「自覚的な学び」へとつなぎ、「主体的・対話的で深い学び」の実現をめざします。

④ 《主要事業》保育の質の確保及び向上

すべての利用者が保育施設等を安心して利用できるよう、事業者の適正な運営と提供するサービスの質の向上を図るため、保育施設の定期的な指導検査を実施します。

更に、保育巡回の強化を図りながら市内全体の保育の質の向上に向けた取り組みを進めます。

⑤ 《主要事業》保育人財の確保・育成の強化

子ども・子育て支援を担う人財の確保と育成について、子ども・子育て基金の活用も視野に入れながら、魅力ある就労環境を構築するとともに、潜在的な保育人財を確保する新たな取り組みを検討します。

⑥ 病児保育事業の充実

病児保育事業について、協力医療機関や医師会との連携により、制度の利便性の向上に努めます。

⑦ 《主要事業》障がい児、医療的ケア児の保育環境の整備

認可保育園において、子ども発達支援センターと連携を図りながら障がい児保育の充実に取り組みます。

また、年々高まっている医療的ケア児の保育ニーズに対応するため、児童の特性に応じた受け入れ体制等を検討し、保育園での受け入れを実施します。

(3) 幼・保・小が連携した切れ目のない育成環境の構築

① 幼稚園・保育園と小学校との連携教育の推進

児童が幼稚園、保育園から学校教育へ円滑に移行できるよう、幼稚園、保育園と小学校との連携、交流を推進するなど、しっかりと連携を図りながら対応していきます。また、教育委員会において作成する「三鷹市立小学校スタートカリキュラム」の趣旨を踏まえ、教育委員会と連携し、乳幼児期から義務教育期までの切れ目のない支援を行っていきます。

4 子ども総合的な育成環境の整備

児童青少年をとりまく環境は、少子化、地域における人間関係の希薄化や、異年齢や大人たちとの交流の機会の減少等により大きく変化しています。また、核家族化や共働き家庭等の増加により、子どもたちが放課後等に安全・安心に過ごすことができる居場所の確保がますます必要になっています。

一人ひとりの子どもの命の尊厳と個性を尊重し、次代を担う子どもの育ちを支えることは、未来の社会を創ることにつながります。このことから、自主的・主体的な遊びや生活の体験を通じて健やかに育つとともに社会性を育むことができる居場所、子ども自らが成長する力を発揮することができる居場所づくりとして、学齢期の児童の居場所づくりを包括的に進めます。

また、多感な中高生世代が音楽やダンスなどの熱中できる活動の場となるような家庭や学校以外の第三の居場所づくりに取り組みます。

このほか、すべての子どもたちが、家庭・学校・地域で孤立することなく、未来に向けて明るく、楽しく、元気よく成長できるよう、「三鷹市児童青少年健全育成活動の基本方針」に基づき、関係機関との連携により子どもの居場所づくりや相談体制の整備、不登校、引きこもり等社会生活を円滑に営む上で困難を抱える子ども・若者への支援等の施策を推進します。

（1）児童の健全育成に向けた学童保育所の充実

① 《主要事業》学童保育所の整備

今後ますます高まることが予想される学童保育所の利用ニーズに応えるため、学校施設やその他の公共施設の活用等による様々な整備手法を視野に入れた学童保育所の計画的な整備を進め、待機児童の解消に向けた取り組みを進めます。

また、開所時間の延長について検討します。

② 《主要事業》学童保育所の効率的な運営の検討

学童保育所について、適正配置と効率的かつ効果的な運営を検討します。

また、引き続き適正な受益者負担のあり方を検討します。

③ 障がい児等の受け入れ人数等の拡充の検討

増加傾向にある障がい児等について、よりニーズに応えた育成ができるよう受け入れの拡充について検討します。

④ 学童保育所連絡会（仮称）の設置

学童保育所間の情報共有を進め、高い水準での均質な育成の確保や共通課題の解決に向けた取り組みを進め、学童保育所における継続的な育成の質の向上を推進します。

⑤ 利用者や地域住民の理解・連携促進

学童保育所入所児童の保護者を対象とした説明会や面談の実施により、育成支援に係る理解を深めるとともに、効果的な児童の健全育成に向けた協力関係を構築します。

また、地域住民をはじめ、小学校、保護者、青少年健全育成関係団体、支援員、指定管理者、市職員等の関係者で構成する地域連絡会を定期的開催し、相互に情報共有を図り、学童保育所の取り組みの周知を図るとともに、地域ぐるみで入所児童の健全育成を行う連携体制を構築します。

⑥ 卒所後に備えた指導の実施

学童保育所に通所する児童が高学年となり通所対象ではなくなった後も、安全に安心して放課後等を過ごすことができるよう、学童保育所在籍中に卒所後の放課後等の過ごし方について指導を実施します。

⑦ 災害時等における危機管理体制の整備

定期的に避難訓練や防犯訓練を繰り返し実施し、非常時等に備えるとともに、「三鷹市学童保育所災害時行動マニュアル」に基づいた危機管理体制の整備を進めます。

（2）総合的な子どもの居場所づくりの推進

① 《主要事業》地域子どもクラブ事業の充実

放課後や土曜・日曜日等に子どもたちが安全に安心して文化・スポーツ活動や自由遊びができるよう、学校を拠点とした子どもの居場所づくりとして、地域子どもクラブ事業を保護者、地域団体、学校等との連携により進めます。

また、地域の人財の積極的な活用をはじめ、事業の担い手の検討を行い、安定した運営を確保するための取り組みを進めます。

さらに、スクール・コミュニティの実現に向けた活動を踏まえて、地域における総合的な子どもの居場所づくりについて、学童保育所、地域子どもクラブの一体的運用も視野に検討していきます。

② 《主要事業》地域子どもクラブと学童保育所の連携の推進

地域子どもクラブ及び学童保育所それぞれの事業展開、施設の特徴を活かした連携を進め、全ての子どもたちにとっての安全・安心な放課後の居場所づくりを進めます。

③ 《主要事業》生涯学習、文化、スポーツの拠点としての地域開放の推進

生涯学習や文化、スポーツの拠点としての活動を推進するため、校庭や体育館だけでなく、学校図書館や特別教室等の開放にも努めるとともに、学校を拠点に活動している団体等との連携を進めます。

④ 学校図書館の活用と地域開放の実施

小・中学校の学校図書館について、児童・生徒の調べ学習等に供するとともに、学校図書館の読書環境充実のため、市立図書館との協力貸し出しや連絡会により連携を強化します。

また、地域の生涯学習の拠点として、子どもから大人まで身近な場所で読書に親しむことができるよう、地域開放を実施します。

⑤ 地域人財による学習支援の充実

児童・生徒の学習支援のために、学生ボランティア・みたか地域未来塾等の積極的な活用を進めます。地域人財の育成のための学校支援者養成講座の充実を図り、保護者による授業サポートや専門性の高い市民の知識・経験を様々な教育活動において有効に活かす仕組みづくりを推進します。

⑥ 《主要事業》地域主体の活動に対する支援の充実

青少年対策地区委員会の活動や、地域が主体となって行う「子ども食堂」等の取り組みを支援し、家庭、学校以外にも地域で安全・安心に過ごすことができる子どもの居場所づくりを推進します。

⑦ 《主要事業》多世代交流の拠点としてのコミュニティ・センターの活性化支援

住民協議会が実施する多世代交流事業など、コミュニティ創生や地域の活性化に向けた新たな事業に対して支援を進めます。

⑧ 図書館の読書環境の充実

乳幼児から高齢者までのあらゆる世代が心地よく過ごし、かつ新たな「知」に出会える場であるよう環境の充実を図ります。

また、みたか子ども読書プラン 2022 に基づき、乳幼児からヤングアダルト（中学・高校生）世代までのサービスを充実し、成長の段階に応じた切れ目のない取り組みを推進します。

⑨ 《主要事業》多世代交流センターにおける多世代交流機能の充実

多世代交流を目的として活動する市民や団体等のネットワークを形成するとともに、多世代交流事業の協働団体である多世代交流パートナー間の連携を強化し、東・西多世代交流センターを拠点とした多世代交流事業の拡充を図ります。

(3) 子ども・若者支援の充実**① 《主要事業》多世代交流センターの機能強化**

多世代交流センターが持つ児童館機能、生涯学習支援機能、若者支援機能、多世代交流機能の4つの機能の一層の充実を図るとともに、幅広い協働の取り組みによって、子ども・若者の健やかな育成及び子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援を行います。

② 《主要事業》子ども・若者相談窓口機能の充実

子ども・若者本人からのSOSや相談等を受けとめるための相談窓口機能として、子ども家庭支援センターや多世代交流センター及び総合教育相談室等の関係機関の連携による相談体制の充実を図ります。

また、「みたか子育てねっと」を活用したインターネットによる相談事業の充実を図ります。更にSNSを活用した相談体制の構築を検討します。

③ 《主要事業》関係機関等との連携による子ども・若者支援施策の充実

学校、多世代交流センター、子ども家庭支援センター、児童相談所等の関係機関や、市内の大学、NPO法人等の関係団体、カウンセラー等の専門家との連携を図ることにより、子ども・若者の人権の尊重、健やかな育成及び子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようになるための施策の充実を図ります。

5 子ども・子育て支援施策の質の向上を目指した検証・研究

「三鷹市子ども・子育て支援ビジョン」に基づき、子育て支援施策を推進するにあたっては、継続的な評価・検証と見直しが必要です。また、子ども・子育て支援に係るすべての事業を効果的に、効率的に展開するためには、市民ニーズを的確に把握するとともに、社会の動きに敏感に対応していく柔軟性と機動力が必要です。

より充実した子ども・子育て支援ができるよう、事業の検証と見直しを重ねるとともに、子どもの最善の利益の実現に向けた質の高い支援方策等についての研究に取り組みます。

（1）子育て支援施策の充実と質の向上を目指した評価・検証の実施

① 庁内推進体制の充実

「子ども・子育て支援事業計画」を推進するため庁内で立ち上げた「子ども・子育て支援事業計画推進会議」の機能を活かし、共有の課題認識のもと、それぞれの役割を確認しながら体系的・総合的に子ども・子育て支援施策を推進します。

② 三鷹市子ども・子育て会議による進行管理の実施

子ども・子育て支援法に基づき設置した「子ども・子育て会議」において、「子ども・子育て支援事業計画」の評価・検証を継続的に実施し、子ども・子育て支援の質の向上とサービスの充実につなげます。

（2）子ども・子育て支援の充実を目指した研究の取り組み

① 三鷹教育・子育て研究所の機能の活用

子育て世代の環境の変化や多様化するニーズを踏まえ、三鷹らしい教育と子育て支援を実現するため、三鷹ネットワーク大学と連携し、「三鷹教育・子育て研究所」の機能を活かして教育・子育てに関する調査・研究を実施します。